

水国だよい



国土交通省
東北地方整備局

岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所

平成30年11月27日

安心・安全な道路を守るために！ ～特殊車両の取締まりをおこないました～

11月8日（木）前沢車両検測所（住所：奥州市前沢古城字幅下）において、特殊車両を対象とした過積載などの違反車両に対する指導・取締りをおこないました。この日は、奥州警察署2名のご協力のもと合計18名で、車両の長さや高さ、総重量、許可書携帯有無、通行経路等を確認しました。

特殊車両の通行許可条件を守ることは、交通の安全確保や、道路構造物の損傷防止につながります。一部に無許可や許可条件違反が散見されていますので、交通の危険防止と道路保全のためにも、事前の申請と許可条件を守って走行してください。※写真は作業風景を掲載したものであり、違反車両を公表するものではありません。

◆ 取締りの結果 ◆

取締台数・・・16台

うち、
違反車両・・・1台
・過積載



下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です！

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

【注意】

・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。



国道4号 一関市（宮城県境）～花巻市（二枚橋）までを管理しています

水沢国道維持出張所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字車堂79

TEL：0197-24-2187 FAX：0197-24-1289